

第5回湯沢市公共施設マネジメント市民会議 議 事 録

日 時	令和元年 10 月 26 日（土） 14:00～15:40
場 所	湯沢市役所本庁舎 会議室 23・24
出席者	委員：兼子 賢一 委員、飯塚 哲夫 委員、菅 洋介 委員、小松 裕美子 委員、 阿部 家明 委員、佐藤 忠明 委員、樋渡 忍 委員 (※欠席：後藤 昭久 委員、上野 悦子 委員) アドバイザー：川嶋 幸夫 氏（湯沢市公共施設アドバイザー） 市（事務局）：総務部長、企画課長、企画政策班長、担当
(会議)	<p>1 開 会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事（議長：兼子会長）</p> <p>○前回までのふりかえり</p> <p>○公共施設再編計画（中間案）について</p> <p>第1章（公共施設再編計画について）</p> <p>第2章（施設分類ごとの再編方針）</p>
議 長	<p>本日の議事は、「前回までのふりかえり」「公共施設再編計画（中間案）について」となっています。また、本日は、公共施設アドバイザーの川嶋アドバイザーにも御同席いただいておりますので、適宜御助言をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、「前回までのふりかえり」について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	説明（前回までふりかえり）
議 長	<p>委員の皆様から御質問等をお願いします。</p> <p>無いようですので、次に「公共施設再編計画（中間案）第1章公共施設再編計画」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	説明（公共施設再編計画（中間案）第1章 公共施設再編計画について）
議 長	皆様から御意見を頂戴する前に、川嶋アドバイザーから御提言いただければ幸いです。
アドバイザー	<p>特に御留意いただきたいのが、施設の評価の4つの視点です。冒頭に記載してありますように、造る、設置するということが目的ではなくて、公共施設の中で行っていることが特に重要です。施策を実現するための手段としての公共施設ですので、特に公共施設の必要性を考える時には、施策の必要性、施設の中で行っていることが今後も必要かどうかということをご留意いただき、さまざまな検証をお願いしたいと思います。もう一つ重要なことが、まちづくりの視点のなかで、この公共施設がどういう役割を果たしていけば良いのかという</p>

	<p>ことです。例えば文化施設は文化振興の拠点とされています。文化振興の拠点として市民の皆様にもいろいろな活動の場を提供すること、質の高い文化を享受し、そこを原点にもいろいろな創造的な文化活動の芽生えを作っていくことが公共施設の大きな役割となります。そういう観点で見たときに今の文化会館はその2つの役割を果たしているのかといったことを分析しています。私は、活動の場を提供するという役割については十分機能は果たしていると感じましたが、もう1つの高水準の文化を享受していただくことについては不足していると感じました。市では、一つひとつの施設について、今言ったような観点から、どういう役割を果たしているのかを点検し、再編計画をまとめています。委員の皆様におかれても、ぜひそういう観点で検証していただければと思います。</p>
議長	<p>委員の皆様から御意見、御質問等ございますか。</p> <p>無いようですので、次の第2章について、1の市民文化系施設から4の産業系施設までの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明（公共施設再編計画（中間案）第2章 施設分類ごとの再編方針 1～4）</p>
議長	<p>ただいまの説明について、川嶋アドバイザーから御助言等ございましたらお願いします。</p>
アドバイザー	<p>現在の再編計画（中間案）には、「検討」の二文字が非常に多いとお気付きかと思えます。それだけ課題がたくさんあるということです。湯沢市のアドバイザーとして1年半が経ちますが、再編計画（中間案）を作成するまでの1年では、解決しきれないというのが実態でした。地域の皆様や関係者の皆様といろいろ協議をしながら、成案化の際には、検討という文字をできるだけ少なくしていけるように現在精査しております。大きな枠組みとしては最初の2年間で一定の課題を整理したうえで、その方向性に基づいて着実に進めていきたいと思っております。少しずつ仕組みを作りながら、地域の皆様や関係者の皆様の理解を得ながら進めていかなくてははいけませんので、市には最初の2年間で着実に歩を進めていけるよう取り組まれるようお願いしたところです。</p>
議長	<p>検討、譲渡という非常に大きな転換期になる訳ですが、譲渡を受けた側は経営できるか、市民サービスは継続されるのかということが一番大きな課題であると思えます。市が全て放してしまえば一番簡単なことだと思うのですが、そうはいかない大きな問題が残っていると感じています。</p> <p>川嶋アドバイザーの意見を受けまして、委員の皆様からの御意見、御質問等お願いしたいと思えます。</p>
委員	<p>稲川老人福祉センター緑風荘については、すでに今年の4月に譲渡されているはずなので、保養施設のスケジュールに入れなければいけないのではないですか。</p>
事務局	<p>緑風荘については、保養施設としての実態がありますが、老人福祉センターであるため高齢福祉施設に分類し、スケジュール等を記載しています。</p>

委員	<p>予防保全の予防とはどういう意味ですか。耐震と関係があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>建物の何かが壊れたり不具合が起きたりしたときに直す、雨漏りしたら工事費を設けて屋根の工事をするような方法を事後保全と言っています。今までの公共施設の管理は、壊れてから対症療法的に対応してきた事後保全型ですが、先進的な自治体では、しっかり診断し、日常点検を強化して、定期的なサイクルでメンテナンスを行い、壊れる前、傷口を広げる前にしっかり予防的に治療をしていく予防保全型に対応している事例があります。現在のところ再編計画に直接書き込んではいませんが、今後保全する施設の展開としては壊れる前にメンテナンスを施す予防保全型に切り替えたほうが、施設も長持ちするし、安全に快適に使えるのではないかと考えています。</p>
議長	<p>他に御意見はございませんか。</p> <p>多岐にわたる項目で、これから検討する項目が多い訳ですが、今利用している市民に不利益にならないようしっかりと話し合っ進めてもらえればと思います。</p>
委員	<p>地域で譲渡を受けた場合の財源の面や課税された場合のことを心配しています。支援策を検討するとのことですが、地域住民の間では、支援策がいつ示されるのか、担当課がいつ来るのか知りたいとの意見がありました。</p>
議長	<p>他の委員の皆様はいかがですか。</p>
委員	<p>先日開催された女性議会で、子どもが遊ぶところがないなど施設の問題が出ました。そういうことに対して市ではこれからどのように考えていくのでしょうか。</p> <p>柳町の再開発により地域を盛り上げて明るくしたいという期待がありましたが残念ながら計画が無くなりました。今、市民の関心は駅前の消防庁舎の土地をどのように活用されるのかです。市は将来的にどのように考えているのでしょうか。</p>
事務局	<p>女性議会の件については、子育て支援センターや、広場、公園等子どもが遊ぶ場所がありますが、屋内の施設としてお母さんが子どもを預けて学習したり、買い物したり、親子そろうて遊べる場所は少ないと感じています。PR不足の点もありますが、子育て支援機能としてそういう場を確保すべきかどうか具体的に検討したいと考えています。</p> <p>中心市街地のあり方については、サンロードから500mの範囲ということで、駅前も柳町商店街も入るエリアを中心市街地として、公共機能をどうあるべきか検討しており、その一つが柳町の再開発事業でありました。柳町については民間事業者の御都合もあり断念することとなりました。公共施設再編のエリア別再編計画の中で具体的に示していますが、消防署跡地から駅前の市が保有する未利用地は、市街地としてどのような公共施設を配置したらいいか、民間投資を呼び込んだうえで、どう賑わいを作っていくか方向を示すための作業を進めるところです。エリア別再編計画については、次回の会議で御協議いただくこととしております。</p>

議長	他にございますか。
委員	<p>施設の稼働率は今回初めて見たのですが、稼働しているところとそうでないところの差が大きく、もったいないと思う場所がありました。収入支出に関係なく、せっかくあるものを何とか利用してもらえよう認知していただくためにも、市民である私たちも一緒に考えなければいけないと感じました。</p> <p>譲渡された際の不安な部分については、自分であればノウハウも分からないため、利用方法や維持管理など基本的なことを説明いただけるような機会を設けてほしいと思います。これまで市にお願いしていた部分を自分たちで運営していくことになると、安全上の知識等も必要になると思うので、そこを丁寧に説明していく必要があるのではないのでしょうか。</p>
議長	他の委員の皆様はどうですか。
委員	<p>全体的に見て今回の再編計画で廃止となる施設が思ったより少ないと感じました。当初の目標は、収入に対して支出を少しでも抑えなければいけないということが題目だった気がするのですが、このような状態で大丈夫なのかと思います。当然必要なものは残さなくてはならないですし、譲渡も含めてさまざま検討した結果だとは思いますが、集約せずに施設を残しても当初の目標に達することはできるのでしょうか。</p>
議長	他の委員の皆様はどうですか。
委員	譲渡後の施設の用途については、何か制約があるのでしょうか。
事務局	<p>無償譲渡の場合は、基本的には違う用途にすることはできません。担い手として、行政がやるのか、民間あるいは地域がやるべきかという役割分担の話での譲渡であるため、無償となります。この場合は、行政で管理運営するよりも、民間・地域が運営することにより活動がさらに充実できるのではないかという観点があります。</p> <p>また、行政用途としての役割を果たし、廃止した施設を普通財産と呼んでいます。例えば学校が廃校になると、地域の方々の交流の場や避難所といった使われ方をしている施設がありますが、何も使い道がない場合は、普通財産として民間企業等に譲渡することが可能になります。この場合は、自由に、どんな用途でも使用していただけますが、基本的には、建物の価値から有償で譲渡することとなります。市では、正規職員の雇用等を条件に減額譲渡できる制度もございます。</p>
委員	地域の人との話し合いで譲渡を断られた場合は、廃止、解体の方向になるのでしょうか。
事務局	相手方に引き続き活動していくことを受けていただけない場合で、行政としても役割を担うことが困難であると判断される場合は、その施設は役割を終えることとなります。その際、建物として使える状態であれば、公募をかけるなどして売却することとなります。

議 長	他に御意見等ございませんか。 続いて、5の学校教育系施設から11のその他までの説明を事務局よりお願いします。
事 務 局	説明（公共施設再編計画（中間案）第2章 施設分類ごとの再編方針 5～11）
議 長	川嶋アドバイザーから御助言等お願いします。
アドバイザー	福祉関係の施設には、国から補助金を受けて造ってきた施設が多々あります。このような施設については、先ほど説明がありましたように、介護保険事業であったり、障害者支援法に基づいて民間の事業者の方が一定の事業収入を得て自立した経営ができるようになっていたりするので、基本的には譲渡という方向にしています。国の補助金を活用した場合は、財産処分の規定があるため、今後も用途は変更しない、無償譲渡であるということが前提条件となります。用途を変更せずに、無償で譲渡するのであれば、国は財産処分の規定を緩和して速やかにできる仕組みになっています。農水省もそのような規定に変更していますので、基本的に国の補助金を受けて造った施設については、今使っている方に無償で譲渡し、今後も継続使用していただくこととしています。
議 長	委員の皆様から御意見、御質問等ございましたらお願いします。 廃校後の活用が非常に大きな課題と思いますが、現在はどのような活用がされていますか。
委 員	旧岩崎小学校は体育館をコミュニティセンターとして、地域の体育活動に使っています。校舎の一部は放課後児童クラブや民間の障害者福祉関係団体に貸付けています。旧湯沢北小学校は市役所の文書の保管庫とイベント用資材の保管庫として使用しています。旧高松小学校は、地区センターと、ジオパークを紹介する展示機能として使用しています。旧小野小学校は、体育館と一部を地区センターと放課後児童クラブ、校舎の一部を民間企業に貸付けています。旧横堀小学校は交流センターで、地域の地区センター的な機能です。旧秋ノ宮小学校は雄勝地域のスポーツセンターとして使用しています。旧中山小学校、旧須川中学校は使用していません。旧院内小学校も使っていませんが、避難所としてライフラインは通っています。このように、それぞれ用途転換して地域の地区センターや交流センターということで使用していますし、民間企業に貸付けている状況です。
議 長	台風などの災害時には、避難所は絶対必要になる訳ですが、廃校利用はなかなか難しい問題であると感じています。
委 員	秋ノ宮スポーツセンターの指定管理者であるNPO法人で副理事長をしていますが、介護予防事業が好評で多く御利用いただいています。スポーツ団体として小学校の中に入りましたが、介護のお手伝いもできているような状態で、今年、雄勝高校が福祉を学びに来るなど連携も非常に進んできており、施設の再利用というのも考え方によってはいろいろな幅があると感じているところです。

議長	<p>介護予防に使う場合はインストラクターや理学療法士などの資格を持っている人が指導するのですか。</p>
委員	<p>指導というわけではなく、バスで来てお話しをして体を動かして筋肉を和らげる程度だと思います。</p>
委員	<p>中野住宅や山田住宅などは一定期間経てば民間に譲渡、売却するのですか。</p>
事務局	<p>市としての管理戸数をどうするべきかという議論は別途進めることとなりますが、それによって市として使わない住宅となった場合は民間へ譲渡という可能性もあります。現在のところ民間譲渡という話にはなっていません。一戸建ての住宅は、国の補助金を受けていますが耐用年数が過ぎれば制約がなくなるので、お住まいの方に譲り渡すということも可能になります。定住促進住宅など、市が単独で建てているものについても、一定の年数が経ったら譲り渡すことも考えていくこととなります。</p>
議長	<p>他にございませんか。 廃校舎や学校跡地というのは、誘致企業などは興味を示さないですか。</p>
事務局	<p>条件がそろえば民間に公募しますが、誘致活動で廃校舎を使えるというセールスをした例は無いと思われます。使用していない廃校舎を譲渡することは可能ですが、例えば土地を寄附でもらっていると寄附者との条件整備が必要であったり、境界が不確定であったりと、譲渡にあたっての前提状況を整える作業が必要になります。</p>
アドバイザー	<p>茨城県の自治体では、小学校の統廃合により7つの学校が廃校になりましたが、そのうち一つは公共で、六つについては、サウンディング型の市場調査を実施した例があります。サウンディング型の市場調査とは、土地建物をどう使うのか民間の事業者が提案し、それを審査して、譲渡や貸付をしていくという取組で、その自治体では実際に譲渡できたのは一つですが、民間の事業者への貸付に至ったものもいくつかありました。湯沢市でも物件を整理して、民間の方に公募をかけていくことが出発点となります。そうすればいろいろなアイデアが出てきます。兵庫県の自治体では貸衣装のクリーニング店が廃校舎を活用し、約30人の雇用に結びついた事例もございます。学校はクリーニングした衣装を補完するのにたくさんスペースがあって良いとのことでした。市はどんどん売り出していけないと、外からはどんな宝があるかも見えない状態だと思います。</p>
議長	<p>いくら自然豊かないいところがあっても、地元の人だけが分かっている外の人は何も分からないということがあります。アピールの仕方が分からないのと一緒に、あるものをどうやって活用するかという方法を検討してもらえればと思います。 最初から振り返ってもいいので、委員の皆様から御意見等伺いたいと思います。</p>

委員	再編計画中間案の概要には、小学校の児童数について令和6年までの推計がありますが、減少幅が大きい状況の中で今後の児童クラブについてはどう考えているのでしょうか。
事務局	児童数については減ることが推計されていますが、児童クラブについては利用に選択肢があるため、必ずしも児童の減少に比例しない面もあります。対象学年を上げたことにより、急激に増えた時期もありますが、現在、児童一人当たりの国の基準面積である1.65㎡が確保されていないところがあるため、減るのを待つのではなく、安全性、利便性がある建物に移転等すべきという方針です。
議長	他に御意見等ありませんか。 気が付いたことがあれば、次回の会議で御発言いただければと思います。
事務局	<p>4 その他 連絡事項</p> <p>5 閉会</p>
	